

高齢者福祉施設等 管理者 様
障害者福祉施設等 管理者 様

静岡県感染症対策担当部長

抗原簡易キットの配布について

日頃、本県の健康福祉行政へ御理解、御協力いただき、御礼申し上げます。

これまで、高齢者施設等の職員が、微熱を含む発熱、せき、喉の痛みなどの軽い症状が出ていたものの勤務を続け、後日新型コロナウイルスに感染していたことが判明した事例が、複数見受けられています。

症状を自覚した職員は医療機関を受診することが原則ですが、すぐに受診できない場合でも早期に感染を確認し、施設内での感染拡大を防止するため、このたび、厚生労働省から抗原簡易キットが配布されることとなりました。

貴施設へも近日中に配布される予定ですので、下記を御確認の上、抗原簡易キットの適切な使用により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御協力をお願いいたします。

記

1 配布の目的

施設の従事者等に症状が現れた場合に迅速に検査が実施できるよう、あらかじめ抗原簡易キットを無償で配布するものです。

出勤後などに軽い症状が判明した者に対する使用を想定しており、施設の全職員を対象とした定期的な検査を目的とするものではありません。

2 配布予定時期

令和 3 年 7 月中旬以降

3 抗原簡易キットの使用についての留意事項

別紙 1「高齢者福祉施設等の皆様 障害者福祉施設等の皆様へ」を必ずお読みください。

4 その他

体調が悪いと感じたら、まずは医療機関の受診を検討してください。やむを得ず受診できない場合に限り、抗原簡易キットによる検査を行ってください。

担 当 新型コロナウイルス対策課企画調整班

電話番号 0 5 4 - 2 2 1 - 2 9 8 2

F A X 0 5 4 - 2 2 1 - 3 7 1 6

E - m a i l pcr-covid19@pref.shizuoka.lg.jp